

資 料

総社市国民保護計画



平成19年5月

総社市

目 次

資 料

総社市国民保護計画用語集	1
避難実施要領のパターン（避難実施要領モデル）	7
気候の概要	3 1
人口統計	3 2
避難予定施設一覧表	3 3
総社市国民保護協議会条例	3 4
総社市国民保護対策本部及び総社市緊急対処事態対策本部条例	3 6
総社市国民保護対策本部及び総社市緊急対処事態対策本部規程	3 7
総社市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	4 3
総社市消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	4 7
総社市の特殊標章及び身分証明書に関する事務取扱要領	5 0

様 式

1 本編

(1) 第1報の報告書様式	5 1
(2) 被災情報の報告様式	5 2

2 安否情報省令

(1) 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）（様式第1号）	5 3
(2) 安否情報収集様式（死亡住民）（様式第2号）	5 4
(3) 安否情報報告書（様式第3号）	5 5
(4) 安否情報照会書（様式第4号）	5 6
(5) 安否情報回答書（様式第5号）	5 7

3 特殊標章等

(1) 特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第1号）	5 8
(2) 特殊標章等に係る交付申請書（様式第2号）	5 9
(3) 特殊標章再交付申請書（様式第3号）	6 0
(4) 身分証明書再交付申請書（様式第4号）	6 1

総社市国民保護計画用語集

「法」は国民保護法をいう。

「事態対処法」は武力攻撃事態対処法をいう。

[あ行]

安定ヨウ素剤

核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなる。一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んで、ホルモンを分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前に安定ヨウ素剤を服用しておくことで、甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。

安否情報

避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民の安否に関する情報。

(避難先、入院先、生死の別等) [法第 94 条第 1 項]

NBC 攻撃 (エヌビーシー攻撃)

武力攻撃のうち、核兵器 (Nuclear weapons)、生物兵器 (Biological weapons)、化学兵器 (Chemical weapons) を使用した攻撃。

[核兵器]

核反応による爆発を大量破壊に用いる目的で作られた兵器の総称。特に戦略爆撃機、弾道弾搭載原子力潜水艦 (SSBN)、大陸間弾道弾 (ICBM) の三つは核兵器の三本柱 (トライアド) として知られる。

[生物兵器]

細菌やウイルス、あるいはそれらが作り出す毒素などを使用し、人や動物に対して使われる兵器のこと。(炭疽菌、天然痘、ボツリヌス菌毒素等)

[化学兵器]

毒ガスなどの毒性化学物質を使い、人や動物に対して被害を与えるために使われる兵器のこと。化学兵器は、核兵器と比較して製造が容易ながらも、使用方法如何では核兵器並に陰惨な被害を発生させ得る事から、国際社会から非難されやすい。このため国家規模ではこれら兵器を使用する事は勿論、製造する事も忌み嫌われているが、現在ではテロリストに使用されることが危惧されている。(サリン、マスタード、ホスゲン、VX ガス等)

応急公用負担

行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、正当な補償のもと、現場の土地、工作物又は物件を使用したり、応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を行うこと。 [法第 113 条]

[か行]

基本指針

武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ政府が定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針。 [法第 32 条第 1 項]

危険物質等

引火・爆発又は空気中への飛散・周辺地域への流出により、住民の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質で、危険物、毒物・劇物、火薬類、高压ガス、毒薬・劇薬など。 [法第 103 条第 1 項]

緊急処理事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。 [事態対処法第 25 条第 1 項]

緊急通報

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に関する危険を防止するため知事が発令する情報。

[法第 99 条]

緊急消防援助隊

平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神淡路大震災のように地元防災機関のみでは対処出来ないような大規模災害発生時に、全国の消防機関から必要な消防隊員、救助工作車などの消防車両及び資機材等を災害地に派遣し、災害に対処することを目的に結成されている。

[消防組織法第 24 条の 4 第 1 項]

緊急物資

避難住民の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材。 [法第 79 条第 1 項]

警戒区域

市町村長又は知事が設定する。関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域。 [法第 114 条第 1 項、第 2 項]

警 報

武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報。 [法第 44 条第 1 項]

ゲリラ

小部隊による奇襲などで敵を混乱させる戦法。また、その部隊や戦闘員のこと。

航空攻撃

我が国に対する着上陸侵攻が行われる場合、周囲を海に囲まれた地理的な特性や現代戦の様相から、まず航空機やミサイルによる急襲的な攻撃が行われると考えられる。こうした攻撃を航空攻撃といい、反復されるのが一般的であると考えられる。

国際人道法

武力紛争という敵・味方に分かれて戦っている極限的な状況において、お互いが最低限守るべき人道上のルールを定めたもの。主要な条約として「1949 年のジュネーブ 4 条約」と「1977 年の 2 つの追加議定書」がある。

「国民」、「住民」

「国民」の語は、国民保護措置のように成句となっている場合や基本的人権に係る記述などの場合に用いる。

「住民」の語は、避難、救援などの具体的措置に係る記述の場合に用いる。

国民の保護のための措置（国民保護措置）

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、その影響が最小となるようにするための措置をいう。 [法第 2 条第 3 項、事態対処法第 22 条第 1 号]

国民保護協議会

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会。 [法第 37 条、39 条]

国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。平成 16 年 6 月 14 日に成立し、同年 9 月 17 日に施行された。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

国民保護等派遣

防衛大臣が、知事から要請を受けた場合や、武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）の求めがあった場合に実施する、国民保護措置のための自衛隊の派遣。 [自衛隊法第 77 条の 4]

[さ行]

災害時要援護者

次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者
- (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者
- (3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者
- (4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者

例えば、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等が考えられる。

災害拠点病院

平成8年に当時の厚生省の発令によって定められた「災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関」で、次のような機能を備えた病院です。

- (1) 24時間いつでも災害に対する緊急対応でき、被災地域内の傷病者の受け入れ・搬出が可能な体制を持つ。
- (2) 実際に重症傷病者の受け入れ・搬送をヘリコプターなどを使用して行うことができる。
- (3) 消防機関（緊急消防援助隊）と連携した医療救護班の派遣体制がある。
- (4) ヘリコプターに同乗する医師を派遣できることに加え、これらをサポートする、十分な医療設備や医療体制、情報収集システムと、ヘリポート、緊急車両、自己完結型で医療チームを派遣できる資器材を備えている。

指定行政機関

政令及び内閣総理大臣公示で指定された国の機関で、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省の28機関が指定されている。[事態対処法第2条第4号]

指定地方行政機関

政令及び内閣総理大臣公示で指定された、指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、財務局、税関、地方整備局、管区气象台、管区海上保安本部等の25機関がある。[事態対処法第2条第5号]

指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。[事態対処法第2条第6号]

指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。[法第2条第2項]

自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合っ
て「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的
に結成された組織をいう。

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の4つの条約と追加議定書からなる。

- ・戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第一条約）
- ・海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第二条約）
　　<主な内容> 戦時中に発生した負傷者と医療活動をしている団体は保護しなければならない。
- ・捕虜の待遇に関する条約（第三条約）
　　<主な内容> 捕虜は人道的に取扱わなければならない。
- ・戦時における文民の保護に関する条約（第四条約）
- ・国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第一追加議定書）
　　<主な内容> 非戦闘員である文民は保護されなければならない。

収 用

知事などが、所有者の同意なしに国民保護措置に必要な物資などの所有権を取得すること。

除 染

人体や器具、施設に付着した有害物質を洗浄やふき取りによって除去したり、中和、殺菌して無害化したりすること。

生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設のこと。[法第102条第1項]

生活関連物資等

国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資。 [生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第1条]

赤十字標章等及び特殊標章等

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書においては、医療組織は常に尊重され、保護されるものとし、これを攻撃対象としてはならない旨規定している。そして、軍関係以外の医療組織及び医療輸送手段を保護するため、特殊標章（赤十字標章等）と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしている。

また、特殊標章（文民保護標章）や身分証明書は、占領地域及び戦闘が現に行われており又は行われるおそれのある地域において、国民保護措置を行う者及びその団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、武力攻撃から保護されるものです。

[た 行]

対処基本方針

武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針。

ダーティボム

爆薬と放射性物質を組み合わせた「汚い爆弾」のこと。

弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンで推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。

治安出動

間接侵略、その他の緊急事態などに際し、一般の警察力だけでは治安が維持できない場合に、首相が自衛隊に出動を命じる。[自衛隊法第78条]

着上陸侵攻

我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる作戦を行うこととなる。こうした武力攻撃を着上陸侵攻という。

テロ

政治的又は社会的な目的を達成するために、政府、民間人またはその一部に対し脅威を与え、または威圧することを企図して人間または財産に対して非合法的な形で武力を行使すること。

特殊標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める赤十字標章及び文民保護標章をいう。

特殊部隊

特殊作戦遂行のために編成、装備された小編成の軍事組織。

トリアージ

トリアージとは、傷病者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることである。日本で本格的なトリアージが実施されたのは、平成 17 年 4 月 25 日に発生した J R 福知山線脱線事故であったと言われている。

特定物質

救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定めるもの）であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。[法第 81 条第 1 項]

[は行]

非常通信協議会

人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている連絡会。[電波法第 74 条の 2]

避難実施要領

知事から避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領。[法第 61 条]

避難先地域

国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域をいう。（住民の避難の経路となる地域を含む。）[国民保護法第 52 条第 2 項]

避難施設

知事が指定する、住民を避難させ又は避難住民等の救援を行うための施設。

避難誘導

避難の指示を受けた住民を、避難先に導くこと。[法第 62 条第 1 項]

輻輳（ふくそう）

交換機やネットワークの処理能力を超えて通信量が発生し、通信が滞ること。

武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。[事態対処法第 2 条第 1 号]

武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。[法第 2 条第 4 項]

武力攻撃事態等

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。[事態対処法第 2 条第 2 号]

武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。なお、武力攻撃事態対処法において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をあわせて「武力攻撃事態等」と定義している。[事態対処法第 2 条第 3 号]

武力攻撃事態対処法

法律の正式名称は「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」。平成 15 年 6 月 6 日に成立し、同月 13 日に施行されました。武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。

防衛出動

日本に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、日本を防衛するため必要があると認める場合に、内閣総理大臣の命令により、自衛隊の一部又は全部が出動すること。
[自衛隊法第 76 条 1 項]

防 疫

伝染病の発生・流行を予防すること。伝染病患者の早期発見・隔離、消毒や媒介動物の駆除、予防接種などを行う。

防災行政無線

県・市町村・関係機関が相互に、あるいは市町村から住民に対して、防災情報や一般行政用務の通信・放送をするために用いる無線システム。

[や行]

要避難地域

国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域をいう。（法第 52 条第 2 項）

【避難実施要領のパターン】

避難実施要領について

市長は、避難の指示があったときは避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載されている「市の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

避難実施要領のパターン作成について

市において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

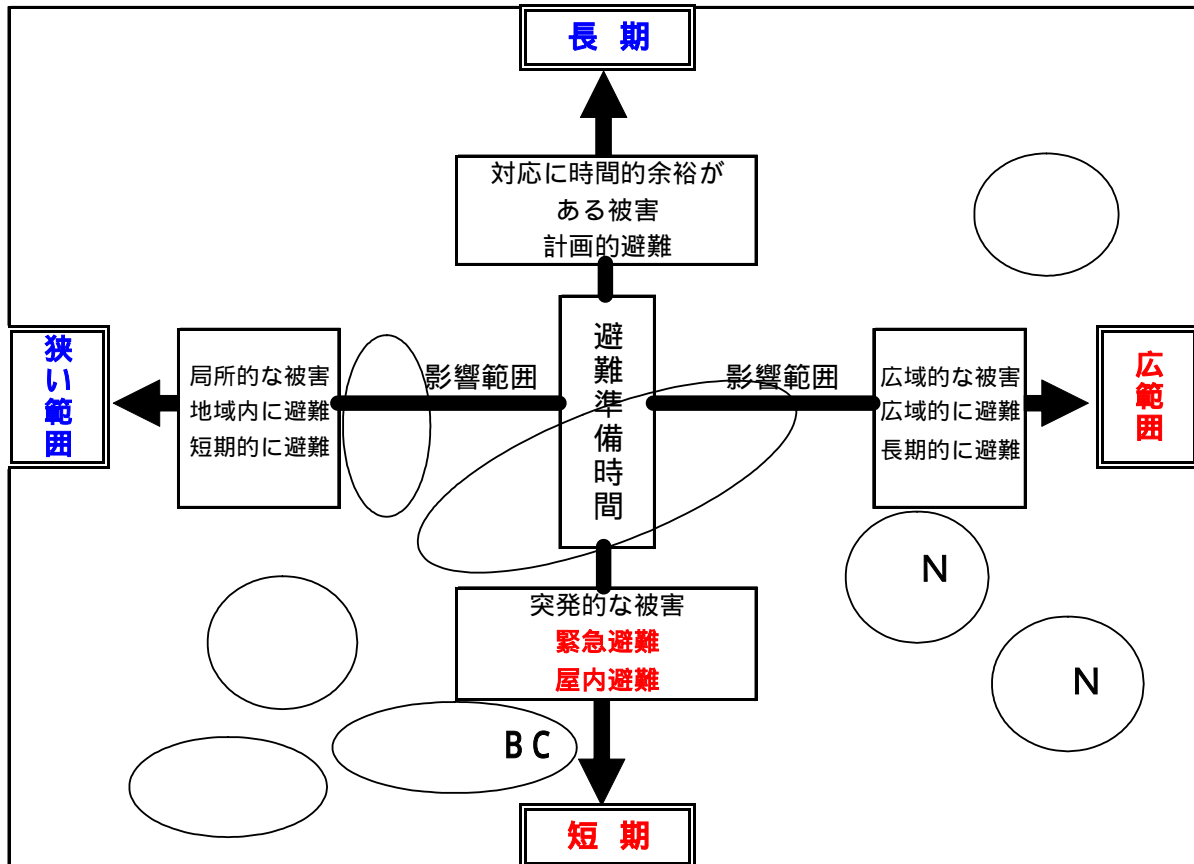
現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものではない。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う県と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、市が総務部総務課を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

かかる点を前提として、次において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例等を示すものである。

事態の類型と避難パターン

時間，地域，被害の規模により事態の類型と避難のパターンを区分した。



事態の類型	武力攻撃事態	着上陸侵攻 ゲリラ・特殊部隊による攻撃 弾道ミサイル攻撃（通常弾頭） N 弾道ミサイル攻撃（核弾頭） BC 弾道ミサイル攻撃（BC弾頭） 航空攻撃 N 航空攻撃（核攻撃）
	緊急処理事態 （大規模なテロ）	危険物質を有する施設への攻撃 大規模集客施設等への攻撃 大量殺傷物質による攻撃(NBC) 交通機関を破壊手段とした攻撃
避難のパターン	直ちに家の中や近くの堅牢な建物等に避難 < 突発的かつ局地的な事態 > 直ちに近くの堅牢な建物等に避難し，放射線の低減等を確認した上でさらに広域的な避難 < 突発的かつ広範囲な事態（核弾頭が使用された場合） > 計画的に同一市内の避難場所に避難 < 時間的余裕がありかつ局地的な事態 > 計画的に他市の避難場所に避難 < 時間的余裕がありかつ広範囲な事態 >	

対応事例

弾道ミサイル攻撃（航空攻撃）の場合

- パターン 直ちに家の中や近くの堅牢な建物等に避難
< 突発かつ局地的な事態 >
- パターン 直ちに近くの堅牢な建物等に避難し，放射線の低減等を確認した上でさらに広域的な避難
< 突発的かつ広範囲な事態（核弾頭が使用された場合） >

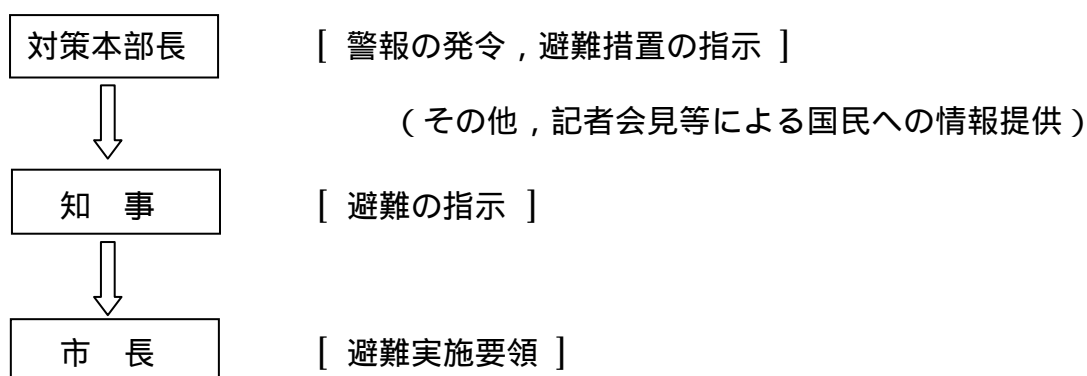
弾道ミサイル攻撃においては，実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは，住民は屋内に避難することが基本である。

（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは，できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。）

次の措置の流れを前提として，避難実施要領の内容は，あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき，弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう，その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

ア 対策本部長は，弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令，避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは，対策本部長がその都度警報を発令

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

弾道ミサイル攻撃の場合

避難実施要領（一例）

総 社 市 長
月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

- () 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」（P27参照）が存在する。）
- () 津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

2 避難誘導の方法

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線等のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

- () 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。
- () 現在調査を行っている全国瞬時警報システム（J-alert）が配備された場合には、国において、各市（町村）の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近隣の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）

・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

- () このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

- ・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関又は県警察に連絡するよう周知すること。
- ・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

- () 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

3 その他の留意点

- ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- ・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部署から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

- () 例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアではなく、地下の食品売場に誘導するよう協力を求めるといった方法も考えられる。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。(非常体制要員名簿・武力攻撃災害)

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

パターン 直ちに家の中や近くの堅牢な建物等に避難
< 突発的かつ局地的な事態 >

パターン 計画的に避難場所に避難
< 時間的余裕がありかつ広範囲な事態 >

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づき、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

（避難に比較的余裕がある場合の対応）

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

（昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応）

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合，初動時には，住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから，平素から，住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については，相手の攻撃の意図や目的により，攻撃の態様も様々であるが，少人数のグループにより行われるため，使用可能な武器も限定され，被害の範囲も一般的には，狭い範囲に限定される。

特に，最小限の攻撃で，最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから，都市部の政治経済の中核，危険物質等の取扱所などは，攻撃の可能性が一般に高く，注意が必要である。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領(一例)

総 社 市 長
月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性あることを踏まえ、警報を発令し、総社市 地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

() 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

市は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、市車両及び民間大型バスにより、市・小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

() 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

() 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の市・小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。

連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

- () 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。
- () 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区

約 200 名、A 公民館、市保有車両 × 4 バス 2 台

(イ) B地区

約 200 名、B 公民館、バス × 大型バス 4 台

(ウ) C地区

約 100 名、C 公民館、バス × 大型バス 2 台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

日 15:30、A・B・C 公民館

ウ 避難経路

国道 号（予備として県道 号及び 号を使用）

- () バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。
- () 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。
- () 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。
- () 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線等を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等に F A X 等により、住民への伝達を依頼する。

- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

- () 都心部においては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。
- () 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

(5) 一時避難場所への移動

- ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。
- イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 自力避難困難者の避難
 - 市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。
 - a 病院の入院患者 5 名は、病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
 - b 老人福祉施設入居者 25 名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。
 - c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

- () 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

- ア 市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- イ 避難誘導は、17:30 までに終了するよう活動を行う。

- () 「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、次の点に留意すること。

- ア 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- エ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

- () 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、都市部等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、又は警察官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要より、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やN B C等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

- () 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。
- () 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

- ア バスの運行は、県 課及び県警察と調整して行う。
- イ バス運転手、現地派遣の県職員及び 市職員との連絡要領は、別に示す。
- ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- エ 対策本部設置場所：総社市役所
- オ 現地調整所設置場所：

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、 市 小学校及び 公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び市の支援を受ける。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難)

避難実施要領 (一例)

総 社 市 長
月 日 時現在

(1) 事態の状況

日 時 分に 地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、地域で戦闘が継続している状況にある (日 時現在)。

(2) 避難誘導の全般的方針

地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

- () ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。
- () 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。
- () 屋内避難は、NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

(3) 避難の方法 (状況の変化とともに、逐次修正)

時現在
地区については、道路を避難経路として、健全者は徒歩により避難する。
自力歩行困難者は、・・・
地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

- () 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。
- () 現地調整所で、県警察及び自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、 地点の救護所、 病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、 地点の救護所及び 病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

- () DMAT (Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

(5) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(都市部における化学剤を用いた攻撃の場合)

避難実施要領(一例)

総 社 市 長
月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、地域における爆発について、化学剤(剤と推定される。)を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の総社市 一丁目及び二丁目の地域及びその風下となる地域(1丁目~五丁目)を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。
知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

市は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる 一丁目~三丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。
当該エリア内の住民に対しては、広報車等により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

() 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

(2) 市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置
指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。
イ 市職員の現地派遣
市職員 名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。
ウ 現地対策本部との調整
政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

() NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、広報車等を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

() 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

(4) 避難所の開設等

- ア 公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

() 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

() NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。
特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：総社市役所
イ 現地調整所設置場所：

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

(避難誘導における留意点)

1 各種の事態に即した対応

弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の都市部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。

弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。

都市部での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時にいかに対応するべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。

行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び災害時要援護者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の認定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。

他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。

避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察及び自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。

市の対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて、活動調整に当たることが必要である。

避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。

また現地調整所の所員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。

また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を（連絡員）として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

3 住民に対する情報提供の在り方

国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。

武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。

その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである。（状況に変化がない場合においても、現状に関し、情報提供を続けることは必要である。）

また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。

災害時要援護者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。

NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

4 高齢者，障がい者への配慮

避難誘導に当たっては，自然災害時と同様，高齢者，障がい者等の災害時要援護者への配慮が重要であり，避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また，時間的余裕がなく，屋内に留まる方が安全と考えられる場合は，屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。

具体的には，次の災害時要援護者支援措置を講じていくことが適当と考える。

防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「災害時要援護者支援班」の設置。

消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認

社会福祉協議会，民生委員，介護保険制度関係者，障がい者団体等と連携した情報提供と支援の実施

一人一人の災害時要援護者のための「避難支援プラン」の策定（地域の災害時要援護者マップを作成する等）等

また，老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助，車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう，収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。

なお，「避難支援プラン」を策定するためには，災害時要援護者情報の把握・共有が不可欠となるが，次の方法がある。

同意方式	住民一人一人と接する機会をとらえて要援護者を把握し，要援護者本人に直接働きかけ，避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は，業務量も踏まえつつ，対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	（制度を周知した上で，）自ら希望した者について避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要援護者の特定をせずに取り組みと，災害時要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	市が，個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用，提供に関する規定に基づいて，審査会等の手続きを経たうえで，福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し，分析の上，要援護者を特定する方式。	情報共有の結果特定される要援護者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため，最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）より

5 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難に当たっての前提である。

したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を派遣して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。

また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。

避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。

このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

誘導員は防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること。（自主防災組織等には特殊標章の交付も）

誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6 学校や事業所における対応

学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。

例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする。

（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）

こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

7 民間企業による協力の確保

災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業を持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。

例えば、昼間大都市部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。

（参考例：大手町，丸の内，有楽町地区では，地区全体の課題に対処するため，企業同士「隣組」を構築し，その防災力を共同で開発する取組みが高く評価されている。また，平成17年4月の尼崎市列車事故では，周辺の事業所が被災者の救出・救助・搬送に重要な役割を果たした。）

このため，各地域において，こうした取組みを行う民間企業をPRすることなどにより，地域において，民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

8 住民の「自助」努力による取組みの促進

災害時では、「自助7割，共助2割，公助1割」であると，一般に指摘されており，特に初動の対応は，阪神・淡路大震災の際の教訓に照らしても，個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり，テロ生起現場は，多数の住民が生活している場でもあり，住民自らが身を守る必要があるということである。

事案の発生直後は，危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが，その時点での行政側の対応には一定の限界があり，国民一人一人が，危険回避のために問題意識を持って対応できるよう，平素からの啓発を強化する必要がある。

各市においても，武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し，住民自ら行うべきことについて，研修会や訓練を通じて，平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは，緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂^{れん}させるという効果も有しており，安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。

攻撃発生当初の段階では，個々人の判断により，現場における次の行動を考える。

- ・ 爆発音を聞いた直後は，とっさに低い姿勢になり，身の安全を守るとともに，周囲の状況を確認する。
- ・ 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- ・ 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難する。また，移動に際しては，現場に消防職員又は警察官がいる場合には，その指示に従って，落ち着いて行動する。
- ・ 異変の起こった地域には，むやみに近寄らない。

「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房）参考

気候の概要

月別気温・相対湿度・降水量

月	気温	相対湿度 %	降水量 mm
1月	4.3	72.4	33.7
2月	4.4	71.1	45.1
3月	8.1	66.8	83.1
4月	14.3	65.9	104.3
5月	19.0	67.6	115.4
6月	23.1	73.7	185.9
7月	27.2	76.3	155.6
8月	28.0	73.5	90.1
9月	23.7	74.4	154.2
10月	17.4	72.3	81.7
11月	11.8	73.1	51.0
12月	6.4	73.4	24.4
計	(平均) 15.6	(平均) 77.7	1,124.5

総社市消防本部調

気象の平均値(平年値)は30年間の平均とする。(気象庁統計指針)
(2010年までは1971年～2000年までの値,10年で更新。)

人口統計

平成17年国勢調査(確定値)

地区	人口			面積 (単位km ²)	人口密度 (人/km ²)	地区	人口			面積 (単位km ²)	人口密度 (人/km ²)					
	男	女	計				男	女	計							
総社	駅前一丁目	164	224	388	12.45	1,659.8	神在	上原	386	383	769	5.72	399.1			
	中央二丁目	345	387	732				富原	279	311	590					
	中央四丁目	447	487	934				八代	147	165	312					
	総社一丁目	362	462	824				下原	302	310	612					
	総社二丁目	387	498	885				小計	1,114	1,169	2,283					
	総社三丁目	300	375	675			久代	1,953	2,014	3,967	9.46	419.3				
	総社	853	872	1,725			山田	361	443	804	6.36	126.4				
	井手	1,356	1,414	2,770			新本	849	900	1,749	18.26	95.8				
	刑部	141	142	283			日美	美袋	510	619	1,129	14.14	128.9			
	福井	934	995	1,929				日羽	296	397	693					
	泉	1,496	1,583	3,079				小計	806	1,016	1,822					
	小寺	708	867	1,575			水内	原	304	358	662	14.81	73.2			
	門田	1,192	1,243	2,435				影	89	87	176					
	井尻野	1,241	1,190	2,431				中尾	116	130	246					
小計	9,926	10,739	20,665	小計	509	575		1,084								
常盤	駅前二丁目	263	285	548	5.54	2,158.1	下倉	種井	95	99	194	16.32	43.0			
	中央一丁目	472	581	1,053				富延原	39	54	93					
	中央三丁目	338	319	657				宇山	11	20	31					
	中央五丁目	229	235	464				橋	21	21	42					
	中央六丁目	518	462	980			小計	166	194	360	19.66	18.3				
	溝口	523	570	1,093			山手	西郡	443	492			935			
	真壁	1,615	1,624	3,239				地頭片山	281	307			588			
	中原	857	932	1,789				岡谷	368	390			758			
三輪	1,038	1,095	2,133	宿	543	581		1,124								
小計	5,853	6,103	11,956	小計	1,957	2,093	4,050	10.24	395.5							
三須	三須	785	837	1,622	清音	清音柿木	1,082			1,174	2,256					
	上下	346	348	694		清音上中島	711			701	1,412					
	赤浜	193	207	400		清音輕部	407			421	828					
	小計	1,493	1,583	3,076		清音三因	342	437	779							
服部	金井戸	134	147	281	3.96	519.4	清音古地	87	81	168	9.50	583.8				
	南溝手	156	188	344			清音黒田	48	55	103						
	北溝手	206	219	425			小計	2,677	2,869	5,546						
	窪木	204	272	476			計	31,953	34,631	66,584			212.00	314.1		
	長良	272	259	531				阿曾	東阿曾	370					425	795
	小計	972	1,085	2,057					西阿曾	399					449	848
阿曾	奥坂	120	144	264	久米	246			319	565						
	黒尾	191	206	397	小計	1,326	1,543		2,869							
	小計	1,326	1,543	2,869	池田	槇谷	313	389	702							
	池田	槇谷	313	389		702	見延	202	238	440						
見延		202	238	440		穴粟	189	212	401							
穴粟		189	212	401	小計	704	839	1,543								
秦	秦	798	897	1,695	10.78	190.4	秦	福谷	164	193	357					
	福谷	164	193	357				小計	962	1,090	2,052					
	小計	962	1,090	2,052												

避難予定施設一覧

平成 19 年 4 月

地区	避難予定場所	TEL	住所	地区	避難予定場所	TEL	住所
総社	総社小学校	92-0040	総社 3-13-1	秦	秦小学校	95-8400	秦 2815-2
	総社中央小学校	93-6067	門田 959		総社中学校	92-0936	秦 540
	総社北小学校	94-0350	泉 2-2		秦幼稚園	95-8930	秦 2987
	総社西中学校	92-0317	駅前 1-10-1		西公民館	92-0446	秦 350
	総社東中学校	92-0073	井手 565		西公民館秦分館	95-8677	秦 3465-1
	総社幼稚園	93-4303	総社 2-17-15	神在	神在小学校	92-4492	富原 422
	井尻野幼稚園	92-0609	井尻野 1778-2		神在幼稚園	93-0687	富原 407-1
	総社南幼稚園	93-5280	中央 3-9-101		西公民館神在分館	93-9554	富原 903-1
	総社北幼稚園	93-2205	泉 1-192	久代	総社西小学校	96-0314	久代 4386-2
	総社保育所	92-3655	井尻野 1717-4		久代幼稚園	96-0423	久代 4584
	総合文化センター	92-3491	中央 3-1-102		西公民館久代分館	96-0342	久代 4416
	中央公民館総社分館	93-9407	総社 2-18-18	山田	山田幼稚園	96-0927	山田 205-1
	" 総社北分館	93-0028	小寺 1281-1		西公民館山田分館	96-0250	山田 203-2
	" 浅尾分館	93-0158	門田 956-1	新本	新本小学校	96-0437	新本 7288
働く婦人の家	93-1180	総社 3-15-1	新本幼稚園		96-0928	新本 7274	
常盤小学校	92-4407	三輪 926	西公民館新本分館		96-1553	新本 7743	
常盤	常盤幼稚園	92-4408	真壁 773-1	昭和	昭和小学校	99-1027	美袋 207
	総社下水処理場	93-7860	三輪 820		維新小学校	99-1301	原 2229-1
	スポーツセンター	93-2100	三輪 1300		昭和中学校	99-1020	美袋 1636
	常盤集会所	93-5810	三輪 1256-1		昭和幼稚園	99-1305	美袋 245-1
	中央保育所	92-0975	真壁 737-3		維新幼稚園	99-1310	原 2257-1
	武道館	92-6330	真壁 423-1		昭和福祉センター (昭和公民館)	99-1103	美袋 1915-4
	中央公民館常盤分館	93-9417	三輪 821		下倉生活改善センター (昭和公民館下倉分館)	99-1596	下倉 1338-3
	中原会館	93-5190	中原 1005-6		昭和公民館水内分館	99-1571	原 2167-1
	やすらぎの家	93-7721	中原 574-1		" 富山分館	99-1572	種井 1877-3
サンワーク総社	93-8807	真壁 661-1	山手	山手小学校	93-5005	岡谷 607-2	
総社東小学校	92-4891	南溝手 480		山手幼稚園	92-0581	岡谷 627	
三須幼稚園	92-0426	上林 303-1		山手公民館	93-1241	岡谷 151-1	
上林会館	93-0812	上林 303-1		東風館	92-3911	宿 1272-1	
服部	服部幼稚園	92-0323	窪木 885-5	手	西郡公正館	92-7700	西郡 857
	東公民館	93-2995	南溝手 477-7		山手公民館岡谷分館		岡谷 718-4
	長良文化センター	93-5653	長良 336		清音ふるさとふれあい広場	94-3030	清音三因 1070
	東公民館服部分館	93-9443	南溝手 265-13		清音小学校	94-0103	清音軽部 666
阿曾	阿曾小学校	99-9100	西阿曾 207-1	清音	清音公民館	94-0131	清音軽部 684-1
	東公民館阿曾分館	99-9333	西阿曾 1234-5		清音幼稚園	94-0042	清音軽部 762
	阿曾幼稚園	99-9130	西阿曾 141		県立総社高等学校	93-0891	総社 3-9-1
池田	池田小学校	95-8092	見延 699	県施設	県立総社南高等学校	93-6811	三輪 626-1
	池田幼稚園	95-8127	見延 640				
	中央公民館池田分館	95-8706	見延 638				

総社市国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 28 日
条 例 第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、総社市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び委員)

第 2 条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(2) 岡山県の職員のうちから市長が委嘱する者

(3) 岡山県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(4) 市長がその部内の職員のうちから指定する職にある者

(5) 教育長

(6) 消防長及び消防団長

(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

6 前項の委員の定数は、25 人以内とする。

7 第 5 項第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号の委員の任期は、当該職にある期間とする。

(その他)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、協議会の議事その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年総社市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第2条，第3条関係）				別表第1（第2条，第3条関係）			
区分 職名	報酬			区分 職名	報酬		
	日額	月額	年額		日額	月額	年額
略				略			
防災会 議専門 委員	5,900			防災会 議専門 委員	5,900		
国民保 護協議 会委員	5,900						
略				略			

総社市国民保護対策本部及び総社市緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 28 日
条 例 第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、総社市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び総社市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(国民保護対策本部長及び国民保護対策副本部長)

第 2 条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)その他の職員は、本部長が指名する者をもって充てる。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長及び国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(その他)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(準用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、総社市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

総社市国民保護対策本部及び総社市緊急対処事態対策本部規程

平成 19 年 3 月 29 日
訓 令 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、総社市国民保護対策本部及び総社市緊急対処事態対策本部条例（平成 18 年総社市条例第 6 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、総社市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び総社市緊急対処 事態対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(現地対策本部及び現地調整所の設置)

第 2 条 国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）は、国民保護対策本部設置後、被災現地（以下「現地」という。）における国民保護措置の的確かつ迅速な実施及び国、県等の対策本部との連絡調整等のため現地における対策が必要であると国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）が認めたときに設置するものとする。

2 現地調整所（以下「調整所」という。）は、現地における被害の軽減及び措置に当たる要員の安全を確保するため、現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると本部長が認めたときに設置するものとする。

(任務)

第 3 条 国民保護対策本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 武力攻撃による災害（以下「災害」という。）に対する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害対策の連絡調整に関すること。
- (3) 住民の救助、救急等災害への対処に関すること。
- (4) 住民の避難に関すること。
- (5) 住民の救援及び民生の安定に関すること。
- (6) 安否情報の収集及び提供に関すること。
- (7) 災害の応急復旧に関すること。
- (8) その他国民の保護のための措置に関すること。

2 現地対策本部及び調整所は、前項各号に掲げる国民保護対策本部が処理する事項の一部を処理するものとする。

(組織)

第 4 条 国民保護対策本部に部及び班を置き、その構成は、別表第 1 のとおりとする。

- 2 現地対策本部は条例第 5 条第 1 項に規定する者をもって組織する。
- 3 調整所は市職員のうちから本部長が指名する者をもって組織する。

(構成員)

第 5 条 本部長は市長、副本部長には副市長及び教育長をもって充てる。

- 2 部長及び部員は、市職員をもって充て、本部長がその所属を決定する。
- 3 部員は、班長及び班員とする。
- 4 現地対策本部長は、副本部長のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(所掌事務)

第 6 条 部及び班の所掌事務は、本部長が特に指示するほか、別表第 2 に掲げるとおりとする。

2 班長は、上司の命を受けて班員を指揮し、所掌事務に従事する。

3 班員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

4 現地対策本部員その他の職員は、現地対策本部長の指揮により、所掌事務に従事する。

(国民保護対策本部連絡員等)

第 7 条 国民保護対策本部連絡員を総務部内に置く。

2 国民保護対策本部連絡員は、本部室に常駐し、所掌事務に従事するほか、国民保護対策本部の設置及び活動について総務部長の指示により各部との連絡に当たる。

3 現地対策本部長は、現地対策本部連絡員を定め、常に本部と連携を図るものとする。

(国民保護対策本部会議)

第 8 条 国民保護対策本部に国民保護対策本部の会議(以下「会議」という。)を置き、本部長、副本部長及び各部長をもって構成し、本部長が招集する。

2 会議は、本部長が主宰し、第 3 条に掲げる事項に関し施策の調整及び推進について協議する。

3 各部長は、所掌事務について会議に必要な資料を提出しなければならない。

(活動態勢)

第 9 条 国民の保護のための措置を実施するため、国民保護対策本部が設立されたときは、関係各部署は、直ちに総社市国民保護計画(以下「計画」という。)の定めるところにより非常配置態勢を整え、所定の業務に着手しなければならない。

(関係機関との連絡及び協力要請)

第 10 条 各部長は、関係機関との連絡を緊密にするとともに、関係機関に協力を要請する必要があるときは、直ちに本部長に通報しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、直接関係機関に協力を要請することができる。この場合においては、事後直ちに、本部長に報告しなければならない。

(部員の心構え)

第 11 条 部員は、勤務時間の内外を問わず、災害発生のおそれがある場合には、諸般の情勢に注意するとともに、事態が急迫したと認めるとき、又は災害が発生したときは、直ちに所定の部署につかななければならない。

第 12 条 各部署は、災害の場合、機宜の措置を講ずることができるよう常に調査研究し、計画が対象とする武力攻撃事態等に対処できるよう準備しておかななければならない。

(相互協力の義務)

第 13 条 各部署は、任務の円滑な遂行が確保されるよう相互の情報連絡と協力について十分な努力を払わなければならない。

(その他)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(準用)

第 15 条 第 2 条から前条までの規定は、総社市緊急処理事態対策本部について準用する。

附 則

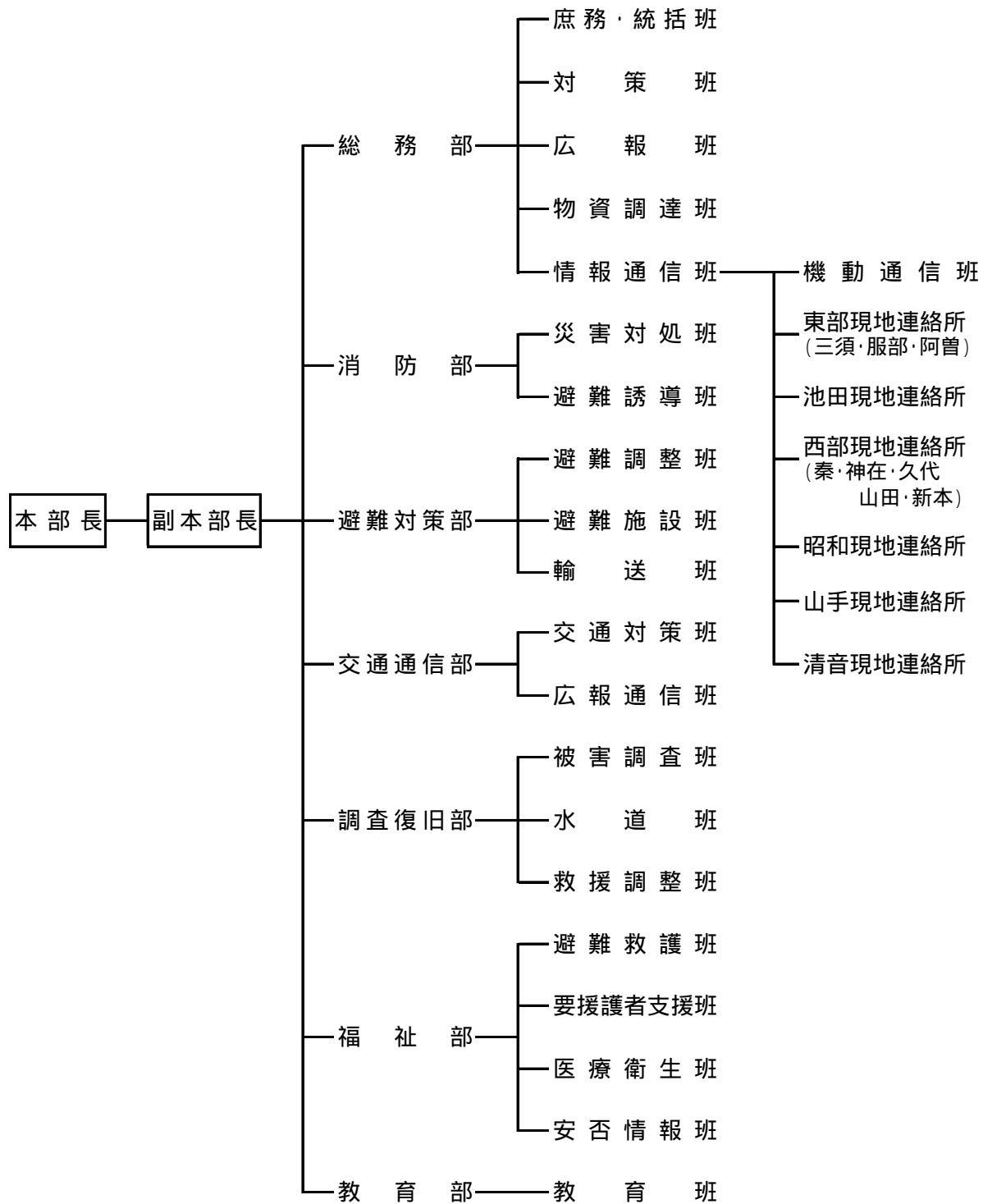
(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項に規定する副本部長のうち副市長については、平成19年3月31日までの間は助役と読み替えるものとする。

別表第1(第4条関係)



別表第2（第6条関係）

部	班	所 掌 事 務 の 内 容
総	庶務・統括班	1 対策本部会議の運営に関する事項 2 情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 3 対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 4 対策本部員や対策本部職員のローテーション管理 5 対策本部員や対策本部職員（消防部除く。）の非常招集
	対 策 班	1 市が行う国民保護措置に関する調整 2 避難実施要領の策定 3 避難の指示の通知・伝達 4 他の市町村に対する応援の求め，県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 5 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請及び自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 6 救援の実施及び補助に関すること。
	広 報 班	1 被災状況や市対策本部における活動内容の公表，報道機関との連絡調整及び記者会見等対外的な広報活動 2 市対策本部の活動状況及び実施した国民保護措置等の記録
	物資調達班	1 車両等の調達及び配車 2 対策に必要な食料・資機材等の調達，保管及び配分 3 特殊標章等の交付に関すること。（消防長が交付を行う対象者を除く。）
務	情報通信班	1 次の情報に関する国，県，他の市町村等関係機関からの情報収集，整理及び集約 (1)被災情報 (2)避難や救援の実施状況 (3)災害への対応状況 (4)安否情報 (5)その他庶務・統括班等から収集を依頼された情報 2 住民からの通報受け 3 通信回線や通信機器の確保
	(機動通信班)	1 各地区からの情報収集 2 地区への情報伝達 (1)東地区（総社，常盤，三須，服部，阿曾，池田） (2)南地区（山手，清音） (3)西地区（秦，神在，久代，山田，新本） (4)北地区（日美，水内，下倉，富山）
	各現地連絡所	関係地区住民との連絡調整に関すること。
消 防 部	災害対処班	1 武力攻撃災害への対処に関すること。（火災・救急・救助を含む。） 2 住民からの情報収集に関すること。 3 警戒区域の設定に関すること。 4 市本部員（消防部関係）の非常招集に関すること。 5 消防団との連絡調整に関すること。 6 避難の指示の通知・伝達に関すること。 7 特殊標章等の交付に関すること。（消防長が交付を行う対象者）
	避難誘導班	1 住民の避難誘導に関すること。 2 避難の指示の通知・伝達に関すること。

避難対策部	避難調整班	1 避難先の調整に関すること。 2 避難誘導班の補助に関すること。
	避難施設班	1 避難施設の管理，運営及び整備に関すること。 2 炊出し等のため給食施設の使用に関すること。
	輸 送 班	1 避難住民の輸送及び調整に関すること。 2 緊急援助物資の輸送に関すること。
交通通信部	交通対策班	避難経路，避難方法の調整及び調査に関すること。
	広報通信班	避難の指示の通知・伝達に関すること。
調査復旧部	被害調査班	1 施設，家屋，道路等の被害調査及び報告に関すること。 2 災害に関する写真及びその他資料の記録に関すること。
	水 道 班	1 給水の確保及び飲料水の配給に関すること。 2 上下水道施設の管理及び応急措置に関すること。
	救援調整班	1 県等からの救援の実施に係る調整に関すること。 2 仮設住宅等の生活基盤に関すること。
福祉部	避難救護班	1 避難住民への食糧及び緊急物資の供給に関すること。 2 ボランティア団体等に対する支援及び調整に関すること。 3 災害による死亡者の仮埋葬及び火葬に関すること。
	要援護者支援班	高齢者，障がい者，乳幼児等の災害時要援護者への安全確保及び支援に関すること。
	医療衛生班	1 医療，医薬品等の供給体制の整備に関すること。 2 医療機関との調整に関すること。 3 医療救護活動に関すること。 4 防疫及び衛生に関すること。 5 避難所等の廃棄物の処理に関すること。
	安否情報班	安否情報の収集及び提供に関すること。
教育部	教 育 班	児童・生徒の安全確保，避難及び支援体制に関すること。

総社市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

平成 19 年 3 月 29 日
告 示 第 1 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。)及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知)に基づき、総社市の武力攻撃事態等における特殊標章等(国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。)の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第 2 条 この要綱において「特殊標章」とは、別表で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

第 3 条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第 16 条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

(1)市の職員(消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの

(2)消防団長及び消防団員

(3)市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(4)市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第 4 条 市長は前条第 1 号及び第 2 号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(様式第 1 号。以下「交付台帳」という。)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第 3 号及び第 4 号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書(様式第 2 号)による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、交付台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

(腕章及び帽章の交付等)

第 5 条 市長は、第 3 条第 1 号又は第 2 号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第 2 条第 1 項に規定する腕章及び帽章(以下「腕章等」という。)を交付するものとする。

2 市長は、第 3 条第 1 号及び第 2 号に掲げる者(前項において腕章等を交付した者を除く。)並びに第 3 号及び第 4 号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第 6 条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両(以下「場所等」という。)を識別させるため、場所等ごとに第 2 条第 1 項で規定する旗又は車両章(以下「旗等」という。)をあわせて、交付するものとする。

(訓練における使用)

第 7 条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第 3 条各号に掲げる者(第 5 条第 1 項において腕章等を交付した者を除く。)に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第 8 条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(様式第3号)により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

(身分証明書の交付)

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(様式第4号)により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容にかんがみ、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていないなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(事務)

第18条 特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務部総務課及び契約管財課が行うものとする。

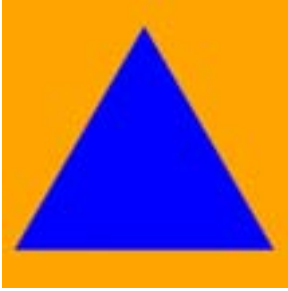
(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		<p>オレンジ色地に青色の正三角形とする。 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>一連の登録番号を表面右下すみに付する。</p>
帽 章	帽章（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張，掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		

別図（第2条関係）

表 面

	<p>総 社 市 長</p> <p>身分証明書</p> <p>IDENTITY CARD</p>	
<p>国民保護措置に係る職務等を行う者用</p> <p>for civil defence personnel</p>		
<p>名前 / Name</p> <p>生年月日 / Date of birth</p>		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。</p>		
<p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol) in his capacity as</p>		
<p>交付等の年月日 / Date of issue</p>		<p>証明書番号 / No. of card</p>
<p>.....</p> <p>許可権者の署名 / Signature of issuing authority</p>		
<p>有効期間の満了日 / Date of expiry</p> <p>.....</p>		

裏 面

身長 / Height	眼の色 / Eyes	頭髪の色 / Hair
cm		
<p>その他の特徴又は情報 /</p> <p>Other distinguishing marks of information:</p>		
<p>血液型 / Blood type</p>		
<p>所持者の写真</p> <p>/ PHOTO OF HOLDER</p>		
印章 / Stamp	所持者の署名 / Signature of holder	

（日本工業規格 A7（横 74 ミリメートル，縦 105 ミリメートル））

総社市消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

平成 19 年 3 月 30 日
消 防 告 示 第 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。)及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知)に基づき、総社市消防本部の武力攻撃事態等における特殊標章等(国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。)の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めるものとする。

(定義及び様式)

第 2 条 この要綱において「特殊標章」とは、別表で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

第 3 条 消防長は、武力攻撃事態等において国民保護法第 16 条の規定に基づき、消防長が実施する国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1)消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2)消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3)消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第 4 条 消防長は、前条第 1 号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(様式第 1 号。以下「交付台帳」という。)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 消防長は、前条第 2 号及び第 3 号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書(様式第 2 号)による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、交付台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

(腕章及び帽章の交付)

第 5 条 消防長は、第 3 条第 1 号に掲げる者に対し、平時において、第 2 条第 1 項に規定する腕章及び帽章(以下「腕章等」という。)を交付するものとする。

2 消防長は、第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第 6 条 消防長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶等(以下「場所等」という。)を識別させるため、場所等ごとに第 2 条第 1 項で規定する旗又は車両章(以下「旗等」という。)をあわせて交付するものとする。

(訓練における使用)

第 7 条 消防長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 消防長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 消防長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、消防長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 消防長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(様式第3号)により、速やかに消防長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

(身分証明書の交付)

第10条 消防長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

2 消防長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(様式第4号)により速やかに消防長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、消防長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、消防長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容にかんがみ、消防長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(保管)

第14条 消防長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 消防長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 消防長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(事務)

第18条 総社市消防本部における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、警防課が行うものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表，別図省略

総社市の特殊標章及び身分証明書の交付に関する事務取扱要領

平成 19 年 3 月 29 日

(目的)

第 1 条 この要領は、総社市の特殊標章及び身分証明書の交付に関する事務取扱いに関し、総社市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(平成 19 年総社市告示第 12 号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(証明書番号等)

第 2 条 要綱第 4 条の規定により交付する特殊標章については、登録番号を記載し、次の各号に定める区分により交付するものとする。

- (1) 旗を交付する場合 施設又は場所の管理者、所有者又は占有者
- (2) 車両章を交付する場合 当該車両の管理者又は所有者
- (3) 上記以外の場合 当該身分証明書の登録者

2 要綱第 10 条の規定により交付する身分証明書については、次の各号に定める区分によりそれぞれ交付するものとする。

- (1) 要綱第 3 条第 1 号に規定する者 A 0 0 0 1 ~
- (2) 要綱第 3 条第 2 号に規定する者 B 0 0 0 1 ~
- (3) 要綱第 3 条第 3 号に規定する者 C 0 0 0 1 ~
- (4) 要綱第 3 条第 4 号に規定する者 D 0 0 0 1 ~

3 前 2 項の規定により交付した場合は、要綱第 4 条に定める様式へ記載するものとする。

(事務担当)

第 4 条 要綱の規定に基づく特殊標章等の交付に関する事務については総務課において行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、要綱第 3 条第 2 号に規定する者への特殊標章等の交付に関する事務については、消防本部庶務課において行うものとする。

第 5 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

様 式

第1報の報告書様式 「火災・災害等即報要領」に基づく様式

第3号様式(救急・救助事故等)

第 報

消防庁受信者氏名	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者(性別・年齢)	負傷者等 人(人)	
	計 人	{ 重傷 人(人) 中等症 人(人) 軽傷 人(人)	
不明 人			
救助活動の要否			
要救護者数 (見込み)		救命人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他の参考事項			

- (注) 負傷者等の欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
 (注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

被災情報の報告様式

年 月 日に発生した による被害 (第 報)

平成 年 月 日 時 分

総 社 市

1 武力攻撃災害が発生した日時, 場所 (又は地域)

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 総社市
(北緯 度 , 東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

可能な場合, 死者について, 死亡地の市町村名, 死亡の年月日, 性別, 年齢及び死亡時の状況をひとりずつ記入してください。

市町村名	死亡年月日	性別	年齢	概況

安否情報収集様式

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所(郵便番号を含む。)	
国籍	日本 その他()
その他個人を識別する情報	
負傷(疾病)該当	負傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、～ を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、で囲んでください。	回答を希望しない
知人からの照会があれば～ を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は～ を囲んでください。	回答を希望しない
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうかで囲んでください。	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分に留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生年月日」欄は元号表記によりご記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式

様式第2号(第1条関係)

安否情報収集様式 (死亡住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所(郵便番号を含む。)	
国籍	日本 その他()
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時,場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外の者からの 照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり,個人情報の保護に十分に留意しつつ,原則として親族,同居者,知人からの照会があれば回答するとともに,上記の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。

また,国民保護法上の救援(物資,医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため,行政内部で利用することがあります。さらに,記入情報の収集,パソコンの入力,回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は,申請書面により形式的審査を行います。また,知人とは,友人,職場関係者,近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生年月日」欄は元号表記によりご記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) の回答者は,配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報収集様式
様式第3号(第2条関係)

安 否 情 報 報 告 書

報告日時: _____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分

市町村名: 総社市 担当者名: _____

氏名	フリガナ	出生の 年月日	男女 の別	住 所	国籍	その他個人を識 別するための情報	負傷(疾 病)の該当	負傷又 は疾病の状 況	現在の 居所	連絡先そ の他必要情 報	親族・同居者 への回答の希 望	知人への 回答の希望	家族・同居者・知 人以外の者への回 答又は公表の同意	備 考

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「 出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 3 「 国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「 負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「 現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - 5 ~ の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安否情報照会書

様式第4号(第3条関係)

安否情報照会書

年 月 日		
総社市長 殿		
申請者 住所(居所) _____		
氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (を付けて下さい。 の場合、理由を記入願います。)	被照会者の親族又は同居者であるため。 被紹介者の知人(知人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 その他 ()	
備 考		
を被 特定 する 照 ため に 必 介 要 な 事 項 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
その他個人を識別するための情報		
申請者の確認		
備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

様式第5号(第4条関係)

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総社市長		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 5 安否情報の収集時間を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

殊標章等の交付台帳
様式第1号(第4条関係)

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資 格	交付等 の年月日	有効期間の 満了日	身長	眼の 色	頭髪 の色	血液 型	その他 の特徴 等	標章の使 用	返納 日	備 考

特殊標章等交付申請書

様式第2号(第4条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

総社市長様

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を次のとおり申請します。

氏名:(漢 字) (ローマ字)	生年月日(西暦) 年.....月.....日.....
申請者の連絡先 住 所:〒 電話番号: E-mail:	写 真 縦4×横3cm (身分証明書の交付 又は使用許可の場合のみ)
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長: cm 眼の色: 頭髪の色: 血液型 (Rh 因子.....)	
標章を使用する衣服, 場所, 車両, 船舶等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)	
(許可権者使用欄) 資 格: 証明書番号: 交付等の年月日: 有効期間の満了日: 返納日:	

特殊標章再交付申請書

様式第3号(第9条関係)

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
総 社 市 長 様	
申請者 住 所	(電話)
氏 名	

1 紛失(破損等)した特殊標章の種類及び登録番号	
2 紛失(破損等)年月日	
3 紛失の状況(破損等の理由)	
4 その他必要な事項	
受 付 欄	経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
2 印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

様式第4号(第12条関係)

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
総社市長様	
申請者 住所	(電話)
氏名 _____	
1 旧身分証明書番号	_____
2 理由	
3 その他必要な事項	
受付欄	経過欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入すること。
 - 3 紛失の理由は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記すること。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記すること。
 - 5 印の欄は、記入しないこと。

資料 総社市国民保護計画

発行 平成19年5月
編集 総社市総務部総務課
〒719-1192
総社市中央一丁目1番1号
電話 0866-92-8218
E-mail : soumu@city.soja.okayama.jp